

積立金の積立基準（前回の復習）

就労支援事業会計基準において、その積立が認められるのは、以下の積立金（積立預金）であり、積立基準は以下の通りである（積立金と積立預金は同額とする）。

工賃変動積立金

- (イ) 各事業年度における積立額：過去3年間の平均工賃の10%以内
- (ロ) 積立額の上限額：過去3年間の平均工賃の50%以内

設備等整備積立金

- (イ) 各事業年度における積立額：就労支援事業収入の10%以内
- (ロ) 積立額の上限額：就労支援事業用資産の取得価額の75%以内

ただし、工賃変動積立金と設備等整備積立金の積立は、あくまでも任意であり、就労支援事業にあっては例外的なものとして位置づけられる。原則は、あくまで利用者工賃（または利用者賃金）として支払うことであることから、それぞれの積立金の上限を超える場合は、当然のこととして利用者工賃等として支払う必要が生じる。また、前年度の利用者工賃等の支給実績を下回る場合は、これらの積立金を計上することができない。

《参考：チェックリスト》

共通経費等の按分計算が適正に行われていることが必須の条件である。

工賃変動積立金

積立基準を確認したか

理事会等の決議（積立金の積立と積立預金積立支出の予算措置）を得たか

積立金の原資は「事業活動収差額」としているか

積立預金に見合う現金預金残高が確保されたか

事業所（経理区分）ごとかつ事業区分ごとに所要額を計算し会計処理しているか

新たに就労支援事業開始した場合、2年度目からの適用であることを確認したか

目的外の費消を前提とした流用はなかったか

上限額を上回っている場合、工賃等として支払ったか

設備等整備積立金

積立基準を確認したか

最低でも5年以上使用し、かつ、5年以上積立を要することを確認したか

理事会等の決議（積立金の積立と積立預金積立支出の予算措置）を得たか

積立金の原資は「事業活動収差額」としているか

積立預金に見合う現金預金残高が確保されたか

事業所（経理区分）ごとかつ事業区分ごとに所要額を計算し会計処理しているか

積立預金は別口座により管理しているか

補助金等の財源措置が設けられている資産を積立金の設定対象にしていないか

目的外の費消を前提とした流用はなかったか

上限額を上回っている場合、工賃等として支払ったか

【問題3：按分基準の計算】

当法人の電気代・ガス代及び水道代（水道光熱費）は、本部会計にて一括で支払っているため、本部経理区分と就労継続B型事業経理区分に按分する必要がある。この按分基準は、占有または使用する床面積の比が合理的と考えられる。よって、以下の資料に基づいて按分基準（％）を計算しなさい。

[占有または使用する床面積に関する資料]

・本部	18.6m ²
・就労継続B型事業	601.4m ²
合計	620.0m ²
うち、	
陶器の製造に係る面積	322.4m ²
歯ブラシの販売に係る面積	148.8m ²
事務費（管理費）に係る面積	12.4m ²
事業費に係る面積	117.8m ²

《計算根拠》

《解答》

・本部	％
・就労継続B型事業	％
うち、	
陶器の製造	％
歯ブラシの販売	％
事務費（管理費）	％
事業費	％

【問題 4 : 経費の按分計算】

問題 3 の按分基準の計算結果に基づいて、本部経理区分で一括して会計処理されている電気代・ガス代及び水道代（水道光熱費（事務費）で処理している）の年間合計100万円を本部経理区分と就労継続 B 型事業経理区分等に按分計算しなさい。

《計算根拠》

《解答》

・本部	万円
・就労継続 B 型事業	万円
うち、	
<u>陶器の製造</u>	万円
<u>歯ブラシの販売</u>	万円
<u>事務費（管理費）</u>	万円
<u>事業費</u>	万円

【問題 5 : 経費の按分仕訳】

問題 4 の按分計算の結果に基づいて、本部経理区分と就労継続 B 型事業経理区分で行うべき仕訳（損益体系のみ）を示しなさい。ただし、経理区分間において、後日、資金の異動を行うことを想定し、立替金及び未払金を使って仕訳するものとする。なお、勘定科目については、以下のものを使用しなさい。

事務（管理）費	水道光熱費（務）
事業費	水道光熱費（業）
製造原価	水道光熱費（製）
販売費及び一般管理費	水道光熱費（販）

《解答》

・本部経理区分	
(借方)	(貸方) 水道光熱費（務）
・就労継続 B 型事業	
(借方)	(貸方)
(借方)	(貸方)
(借方)	(貸方)
(借方)	(貸方)

【問題6：按分基準の計算】

運搬用の軽バン（平成20年4月1日取得、取得価額：80万円）は、就労支援事業の用に供している。平成21年度の決算整理で減価償却費を計上するが、この車輛運搬具は、陶器の製造事業と歯ブラシの販売事業とで共用しているため、年間の走行距離の比により按分計算しなければならない。よって、以下の資料に基づき按分基準（%）を計算しなさい。

[年間走行距離に関する資料]

・陶器の製造事業	819km
・歯ブラシの販売事業	441km
合計	1,260km

《計算根拠》

《解答》

・陶器の製造事業	_____ %
・歯ブラシの販売事業	_____ %

【問題7：減価償却費の計算】

問題6の按分基準の計算結果に基づいて、陶器の製造事業と歯ブラシの販売事業の当年度（平成21年度）の減価償却費を計算するとともに、仕訳（直接法）を示しなさい。なお、減価償却費の計算は、定額法で、耐用年数を4年、残存価額をゼロとし、備忘価額1円まで償却するものとする。

《計算根拠》

《解答》

・陶器の製造事業	
(借方)	(貸方)

・歯ブラシの販売事業	
(借方)	(貸方)

【問題 8：販売費及び一般管理費明細表の作成】

問題 1 から問題 7 に基づき別添解答用紙の販売費及び一般管理費明細表を完成させなさい。

【問題 9：就労支援事業製造原価明細表の作成】

問題 1 から問題 7 に基づき別添解答用紙の就労支援事業製造原価明細表を完成させなさい。

【問題 10：就労支援事業別事業活動収支内訳表の作成】

問題 1 から問題 9 と次ページに示した事業活動収支内訳表（決算修正前）に基づき別添解答用紙の就労支援事業別事業活動収支内訳表を完成させなさい。

【問題 11：事業活動収支内訳表の作成】

問題 1 から問題 10 と次ページに示した事業活動収支内訳表（決算修正前）に基づき別添解答用紙の事業活動収支内訳表（決算修正後）を完成させなさい。

【問題 12：工賃変動積立金の計算】

以下の資料に基づき、平成21年度の工賃変動積立金の積立上限額を計算しなさい。

[過年度の利用者工賃等に関する資料]

- ・平成20年度末における工賃変動積立金の残高 55万円
- ・平成18年度 132万円
- ・平成19年度 141万円
- ・平成20年度 147万円

《計算根拠》**《解答》**

平成21年度工賃変動積立金の積立上限額 _____ 万円

【参考文献等】

- 1．永田智彦・田中正明 『社会福祉法人の会計と税務』 T K C 出版
- 2．蛇持裕美・北林孝雄 『Q & A 社会福祉法人をめぐる会計・税務・法務』 清文社
- 3．岩波一泰 『就労支援事業会計基準 Q & A』 全社協、全国社会就労センター協議会

[資 料]

事業活動収支内訳表 (決算修正前)

(自) 平成21年 4月 1日 (至) 平成22年 3月31日

就労支援会計単位

(単位：万円)

勘 定 科 目		合計	本部	就労継続B型事業	
就労支援事業活動収支の部	収 入	就労支援事業収入			
		陶器製造事業収入	223	223	
		歯ブラシ販売事業収入	555	555	
		就労支援事業活動収入計(1)	778	778	
	支 出	就労支援事業販売原価			
		期首製品(商品)たな卸高			
		当期就労支援事業製造原価	163		163
		当期製品(商品)仕入高	470		470
		合 計	633		633
		期末製品(商品)たな卸高			
	差 引	633		633	
	販売費及び一般管理費	69		69	
	就労支援事業活動支出計(2)	702		702	
	就労支援事業活動収支差額(3)=(1)-(2)	76		76	
福祉事業活動収支の部	収 入	自立支援費等収入	3,407		3,407
		訓練等給付費収入	3,245		3,245
		利用者負担金収入	162		162
		寄附金収入	4	4	
		雑収入	1		1
		国庫補助金等特別積立金取崩額	24		24
		福祉事業活動収入計(4)	3,436	4	3,432
	支 出	人件費支出	2,796		2,796
		職員俸給	1,230		1,230
		職員諸手当	821		821
		非常勤職員給与	125		125
		退職共済掛金	200		200
		法定福利費	420		420
		事務費支出	143	100	43
		旅費交通費	30		30
		水道光熱費		100	
		修繕費	1		1
		雑費	12		12
		事業(管理)費支出	466		466
		給食費	402		402
教養娯楽費	54		54		
水道光熱費					
雑費	10		10		
減価償却費	17		17		
	福祉事業活動支出計(5)	3,422	100	3,322	
	福祉事業活動収支差額(6)=(4)-(5)	14	-96	110	
	(以下、省略)				